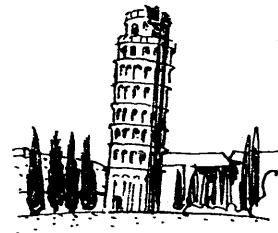


ISSA 海外論文要約より

自営農民の社会保障
— 発達を目指して —

Carlo Gatta (イタリア)



本稿には、最近行なわれた2つの立法が示されており、これらの立法は自営農民の年金受給者に対する疾病保険の適用拡大と、自営農民に対する家族給付の拡大を規定するものであった。

1967年5月29日付の法律第369号は、年金受給者に対する強制的疾病保険の採用を規定しており、この法律の制度によって、自営農民の社会保障適用も拡大されることになった。この法律制定は論客や法律専門家たちの間で論争を引き起こしていた長年の懸案となっており、大いに論争されてきた問題に、法律

上の1つの解決を与えることになったが、その問題というのは、つまり、自営農民と補助者に対して、稼得活動からの引退後に年金を受給する場合に、疾病保険の受給資格を取得せしめることであった。財源の問題は結核保険事務費の部分と、稼得活動中の自営農民被保険者に対する部分に配分し、処理されてきた。これに関連して、国民社会保険協会（INPS）が、強制的結核保険制度による拠出収入総額の中から、毎年ある金額を国民疾病保険協会（INAM）へ支払うが、この金額は上記拠出収入の0.13%相当額で、これは年金を受給する小作農民に扶助を提供するよう

に意図されている。INPSは、自営農民の年金受給者に対する疾病保険を実施するために、上記拠出収入の0.195%に相当する金額を、全国自営農民共済疾病基金連合にも支払う。カバーされた人びとに対する拠出は、次のように定められている。すなわち、小作農民が、初年度に就労した1日あたり24リラに決められた人頭割の拠出を支払い、その拠出は第2年度以後疾病保険についてINAMに登録された小作農民とその年金受給者に対し、前年度に提供された給付に要した費用の平均にもとづき、労働・社会福祉省の省令で毎年定められ、その金額はINPSの拠出以下とされる。経費の3分の1は小作農民により、残りの3分の2はそれぞれの所属する被保険者が支払う。自営農民は、疾病保険の正式な拠出以外に、追加拠出を支払う。一般医療は年金を受給する農民に地区共済給付基金によって提供されるが、会計と事務の経費は、上部団体である地方基金が調達する。

引退前の人々に対する家族給付では、関連した法律は1967年7月14日付の法律第585

号で、この法律は自営農民、小作農民およびかれらと一緒に働いている家族に対する、家族給付の拡大を規定している。この法律は他のEEC諸国で実施されている社会保障制度ときわめてよく似ており、農業に社会保障制度を確立しようとする注目すべき前進を示している。EECの他の5カ国がすでにそのような制度をもっているという観点からみれば、イタリアでは自営の農業従事者に対して、いかなる形においても家族手当が欠けており、このような事情は、補填されなければならないギャップとなっていた。法律の第1章によれば、家族手当は農地を持っていると否とに関係なく、かれらが強制的な老齢・廢疾保険でカバーされるということを条件として、被扶養子女を養育する自営農民および小作農民に支給される。第2章によれば、家族給付は、14歳未満もしくは、雇用されることなく中級あるいは職業教育の学校で就学している21歳未満の被扶養の子女に支給される。また、家族手当は、26歳を最高として、公的に認められた大学教育期間中にも支給される。児童手当は、2万2,000リラの定額とき

れ、労働の活動期間が、1年間を通じて引続き継続されない場合には、支給額をそれぞれの期間に応じて、所定の比率によって減額される。

自営農民や小作農民に対する家族手当制度は、家族手当統合基金で運営され、その基金は、両カテゴリーから選ばれたそれぞれの代表1名ずつを含むある特殊な委員会をもっている。財政的な源資は、関連を有する労働者に対して、なんらの経費負担を求めることな

く、年額280億リラに相当する拠出を政府が負担する方式を用い、政府によって調達される。

Social Security for Self-employed Agricultural Workers: A Future Step Forward (Un altro passo avanti nella sicurezza sociale dei lavoratori autonomi dell'agricoltura), *La previdenza sociale nell'agricoltura*, Nos. 3-4, 1967, pp. 157-164; No. 92, '68.

新健康保険の基本線

G. Levi (ユーゴスラヴィア)



本稿には、健康保険の将来と、改正が行なわれる基本線にかんする討議が示されている。

健康保険の改正は不可欠であり、かつ不可避であるという確信にもとづき、適切な改正の枠組みの中に、ある主要な問題を組み入れる可能性が検討されているが、それら主要な